

1 開催概要

(1) 開催日時

令和5年3月28日（火）15:00～16:35

(2) 開催場所

WEB会議

(3) 出席者（五十音順、敬称略）

- ・ 伊藤 志麻穂
（広島市西区障害者基幹相談支援センター センター長）
- ・ 坂原 立朗
（広島司法書士会 常任理事）
- ・ 神野 礼斉
（広島大学大学院人間社会科学研究科 教授）
- ・ 高野 正徳
（安芸区厚生部 部長）
- ・ 手島 洋
（県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師）
- ・ 中田 恵
（安芸区厚生部地域支えあい課 地域支援担当課長）
- ・ 原本 明美
（公益社団法人広島県社会福祉士会 理事）
- ・ 増田 幸枝
（医療法人比治山病院 医師）
- ・ 松本 亮
（広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員）
- ・ 三好 典子
（広島市観音地域包括支援センター センター長）
- ・ 村木 一雄
（社会福祉法人広島市社会福祉協議会生活支援課 課長）

(4) オブザーバー

広島家庭裁判所

(5) 広島市関係課（事務局）

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〃 障害福祉部障害福祉課

〃 障害福祉部障害自立支援課

〃 障害福祉部精神保健福祉課

広島市社協 生活支援課

(6) 傍聴人

なし

2 会議録

【議題(1)】 市民後見人の選任について

資料 1、資料 2-1、資料 2-2 及び資料 2-3 を用いて事務局から説明。

松本構成員

資料 1 で説明があった後見支援員と市民後見人の違いについて具体的に教えていただきたい。また、後見支援員は広島市社会福祉協議会にとって職員となるのか、あるいは委託となるのか、その辺りの関係性についてもお聞きしたい。

そして、資料 2-3 の「1 市民後見人追加選任時の受任基準（案）」の中で、「親族への家族支援等を必要としない」ことを必須としているが、具体的にどのような状態を想定しているのか。

事務局

後見支援員と市民後見人の違いについて、後見支援員は市社協が委嘱をした臨時的な職員という位置付けであり、市社協が担当する法人後見ケースに対して、市社協の指示のもと支援を行う点が市民後見人との違いである。

受任基準における「親族への家族支援等を必要としない」という部分について、例えば親族の中にも支援の必要な人がいるケースがある。このような場合に要支援の親族についての相談をされることがあり、専門職後見人や法人後見の場合は必要に応じてカンファレンスに参加するといったこともあると思うが、直接の親族ではなく代理権等もないため、できることとできないことをはっきりと考えて対応しなければならない。そういった見極めが重要になるのだが、市民後見人が対応することは難しいと考えているため、このような記載をしている。

松本構成員

後見支援員は雇用契約を結ぶということになるのか。

事務局

お見込みのとおりである。

手島構成員

資料 2-2 には、「専門職団体」ではなく「専門職後見人」と記載されているが、追加選任について、専門職後見人が個人の判断で打診をするのか、あるいは専門職団体がその判断に関与することになるのか。

事務局

専門職後見人が個人の判断で打診を行っていただき、打診の際に、資料 2-3 でお示しする受任基準をもとに受任相当事案か否かを検討していただくこととなる。

手島構成員

資料 2-3 の受任基準に記載されている本人への意向確認や了承を得るのは、誰が行うのか。また、本人や親族への意向確認や了承を得たことをどのようにして確認するのか。

事務局

本人や親族等に対しては、追加選任について時間をかけて丁寧に説明する必要があるため、専門職後見人に行っていただくことになる。なお、基準を満たしているか否かの確認方法について、現時点で具体的に検討はできていないが、センターが専門職後見人に対して直接確認を行うことになる。

伊藤構成員

本人への説明と同意という部分について、成年後見制度の運用では意思決定支援の部分が一番基本となってくると思う。受任基準の案には「意思の表明が可能であれば、本人が市民後見人の追加選任や将来的に後見人等の交代があることに拒否がない」と記載されているが、意思の表明が難しい人こそ意思決定支援を必要としているため、誰がどのようにして支援を行うのかを明確にするべきである。

事務局

意思決定支援については確認方法の手順（ガイドライン）があるため、それに則った形で意思決定支援をどのようにして行うべきか、引き続き検討していきたい。

松本構成員

受任基準の「親族への家族支援等を必要としない」との表現について、親族への家族支援は後見人の職務範囲外であるが、今の表現だと後見人の職務として捉えられかねないため、紛争性がないという部分にまとめるか、違う表現を用いるべきである。

また、別の受任基準で「成年後見類型が望ましい」との表現があるが、こちらについても保佐と補助類型は望まないと捉えられかねないため、「成年後見類型を原則とする」と表現を変えてはどうか。

加えて、「後見支援信託の利用がないことが望ましい」との基準について、例えば、市民後見人に対してフォローアップ研修等で後見支援信託について学ぶ機会を設けるなどすることにより、市民後見人の受任ケースの範囲に後見支援信託の利用者を含めるようにしていただきたい。

事務局

受任基準の記載表現については、いただいた御意見を参考に検討していきたい。

後見支援信託についても、現在の研修メニューに取り入れられていないため、今後フォローアップ研修等で取り入れられるように検討していきたい。

坂原構成員

資料2-3について、専門職後見人が受任しているケースが受任基準を満たしている場合は、センターに追加選任の要請を行うことになるのとことであるが、「2 留意事項」に「市民後見人候補者を推薦するか否かについては、市民後見人候補者バンク登録者及び被後見人双方の個別具体的な事情等を踏まえ」と記載されているのは、受任基準と別に条件があるということか。専門職後見人が本人や親族から追加選任の了承を得る他、示されている受任基準をクリアしたとしても、センターが受任基準と別に設けている条件もクリアしなければならないということであれば、専門職後見人としてどこまでの条件を求められているのかをより明確に示していただきたい。以前もお伝えした通り、示されている受任基準を満たすケースというのはなかなかない。

事務局

受任基準以外に条件を設けるということではない。それぞれのケースについて確認していく中で、受任基準を満たしていた場合でも、市民後見人候補者の住所地等の事情により、必ずしも市民後見人を推薦できるわけではないため、留意事項を示している。

受任基準を満たすケースがないとの御指摘について、今回示している受任基準は現在、市社協の法人後見で受任しているケースに、市民後見人を追加選任する際に留意している内容を基に作成している。法人後見ケースへの追加選任の場合と専門職後見ケースへの追加選任の場合で、受任基準が明らかに異なると運用が難しくなると懸念している。ただし、受任基準を全て満たさなければ、追加選任の検討を行わないというわけではないため、ケースごとに協議を行う中で、対応可能な市民後見人候補者がいるのか等の検討を進めていきたい。

坂原構成員

資料2-2のように、専門職後見人がセンターや家庭裁判所に対して、できるだけ個人情報に配慮しながら情報共有を行った上で、市民後見人との複数選任の打診を行い、家庭裁判所への追加選任の申立てということになるのであれば、その後にセンターの中で個別具体的な事情を考慮した結果、追加選任が行えないことも想定されるため、二度手間になると感じたが、他の委員の方々はどのように考えているか。

手島構成員

資料2-2を拝見した際に、専門職後見人からセンターや家庭裁判所への複数選任の打診の段階において相当な検討を重ねた上で、追加選任の申立て及び市民後見人の推薦依頼が行われるため、その後の候補者を選定し打診する段階では、かなりなレアケース以外で候補者の推薦ができないということにはならないのではないかと感じた。

私が聞きたいのは前提の話として、センターや市が受任基準や複数選任のスキームについてこれまでに専門職後見人とイメージの擦り合わせを行った経緯はあるのか。

事務局

イメージの擦り合わせについては、市、センター、三士会、家庭裁判所でこれまでに2回意見交換会を開催し、御意見をいただきながら行ってきたところであるが、坂原構成員からの御指摘にもあったとおり、資料2-2の最初の打診の段階で、個人情報に留意した上で検討を進めるべきであると考えている。現在のスキームでは、家庭裁判所からの市民後見人の推薦依頼の後に、候補者を選定し打診することとなっているため、最初の打診の段階で、候補者の選定も含めた検討を行うことができれば、候補者から選任を拒否される機会も少なくなるのではないかと今の話の中で感じたため、この辺りの部分は更に詰めていきたい。

【議題(2) センターにおける取組の拡充について
資料3、資料4及び資料5を用いて事務局から説明。

坂原構成員

資料4について、チラシの配布先はどのようなところか。

事務局

配布先は介護施設等の関係機関、医療相談室がある病院等の医療機関、行政機関などを考えている。

坂原構成員

公民館への配布はどうか。

事務局

保健・医療・福祉の専門職を対象としているため、公民館への配布は考えていない。

三好構成員

今年度に入ってから、地域包括支援センターの会議で困難事例を取り上げることが非常に多くなっていると聞く。地域包括支援センターだけでは解決できない課題が数多くあるため、ケース検討会議への専門職派遣の仕組みがあることは非常にありがたい。また、地域包括支援センターの会議等で説明をしていただけるとありがたいが、そのような計画はあるか。

事務局

現時点で具体的に計画は立てていないが、説明の機会等について関係部署やセンターと相談しながら周知を図っていきたいと考えている。

原本構成員

ケース検討会議への専門職派遣に係るチラシについて、事前の意見聴取の際に「弁護士・司法書士・社会福祉士のいずれか」という表記ではなく、専門職三士に変えてはどうかと提案したのだが、変更が反映されているということは、ケース内容によって複数の専門職の派遣を検討しているということか。2週間前の予約制なので、センターが事前に内容を確認した上で専門職の派遣をどのようにするか判断するという事によいか。

事務局

お見込みのとおりである。

【報告(1)】 広島市成年後見利用促進センターの運営状況について

【報告(2)】 市民後見人養成事業の実施状況について

【報告(3)】

資料6-1、資料6-2、資料7及び資料8を用いて事務局から説明

村木構成員

追加の報告をさせていただく。資料6-1の中で様々な場所への講師派遣についての報告が行われているが、弁護士、司法書士、社会福祉士によるものが非常に好評である。専門職の話を身近に聞く機会がなかなかないため、話を聞くことで理解が深まったという声がアンケートでも挙げられている。また、講演会のような大きな単位だけではなく、御近所サロンのような小さな単位の集まりにもセンターの職員が講師として行く機会が多く、そのようなところからも派遣依頼を受けている。「成年後見制度という言葉は知っていたが、具体的な内容についても理解するこ

とができた」、「あなたがいるのであれば、そこに相談すればいいんだね」といった嬉しい声も聞けており、引き続き取り組んでいきたい。

そして、実現には至っていないものの、中心地に出てくるのが難しい中山間地にお住まいの方々の話をオンラインで聞くことはできないかという提案を地域包括支援センターからいただいております、新たな取組として検討しているため、そのような思いや提案があれば是非センターに相談していただきたい。

坂原構成員

フォローアップ研修は市民後見人バンク登録者全員が参加しているのか。

事務局

個別の事情により出席できない場合以外は、基本的に出席いただくこととなっている。

坂原構成員

そのフォローアップ研修の際に、市民後見人バンク登録者の方から「私はいつ市民後見人になるのか」といった声は聞くことがあるか。

事務局

オンラインで参加される方が多いこともあり、全体の場でそのような発言はしづらいという面はあると思うが、アンケートでそのような思いを記入されている方はいらっしゃる。

(会議全体を通しての意見)

広島家庭裁判所

先ほどの話にもあったように、追加選任の申立ての前に行う打診の段階で、ある程度市民後見人に受けてもらえるかどうかの見通しを立てていただけるとありがたい。

家庭裁判所としても、市民後見人の選任拡充は重要な課題であると認識している。今後も関係機関と連携しながら、早い段階で専門職後見人の受任ケースへの市民後見人の追加選任が実現できればと考えている。

事務局

市民後見人の選任に係るスキームについては、市と連携して検討を進めていきたいと考えている。センターからのお願いになるが、市民後見人が活躍するためには市民後見人をフォローする仕組みが非常に重要となる。その点で、皆様には引き続き協力をお願いしたい。